

## 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」生物多様性保全貢献度表示シールデザイン刷込使用承認要領

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会（以下「協議会」という。）が著作権を有する生物多様性保全貢献度表示シールデザイン（以下「デザイン」という。）に関する刷込使用承認について、次のとおり定める。

### 1. 目的

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」実践者認定制度により認定された、茶草場農法実践者の取り組み状況を表示することを目的として定められたデザインの適正な刷込使用のため、この使用基準を定める。

### 2. 図柄等

- (1) デザインの色及び縦・横の比率は、別記のデザインマニュアルに従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。
- (2) デザインを使用者がみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、サイズを縮小しても差し支えない。

### 3. デザインの著作権

- (1) デザインに関する著作権は、協議会が所有する。
- (2) デザインは、無断で使用することはできない。また、無断で印刷することができない。
- (3) デザインの刷込使用を協議会会長（以下「会長」という。）から承認された者は、他人にデザインの刷込使用承認権を譲渡することはできない。
- (4) デザインと誤認される類似のデザインは、使用又は商標登録の出願をしてはならない。

### 4. デザインの刷込使用承認申請及び承認

- (1) デザインの刷込使用を希望する者は、「様式1」により会長あてに申請しなければならない。
- (2) 会長は、内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請について、「様式2」の「デザイン刷込使用承認通知」を発行する。
- (3) 会長は、デザインの使用承認申請及び使用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとし、また、デザイン使用承認通知の交付を受けた者が、この要領に違反した場合には、使用の取消し及び是正のための措置をとることができる。

### 5. デザインの表示条件

- (1) デザインは、別に定める世界農業遺産「静岡の茶草場農法」認定者の茶に関する表示基準様式第2号（認定者の茶を原料とした仕上げ茶・緑茶加工品等にかかる表示使用届出書）（以下「表示使用届出書」という。）の提出をしなければ表示することができない。
- (2) デザインは、前項に規定される商品及び当該商品をまとめて収容する容器箱に表示することができる。ただし、容器箱に商品製造者氏名又は販売者氏名を明記しなければならない。
- (3) デザインは、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材に表示することができる。ただし、資材に制作

者氏名を明記しなければならない。

#### 6. デザインの使用料

デザインの使用料は、一事業者あたり年間使用料 100,000 円とする。ただし、会長が特に認める場合は、この使用料を免除することができる。

#### 7. デザインの表示方法

(1) デザインはシールに印刷し、商品自体、商品の包装容器又は包装紙に貼付表示することができる。

(2) デザインは商品の包装容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。

#### 8. 使用者の義務

(1) デザインを使用する者（以下「使用者」という。）は、デザインの使用に関して、デザインのイメージ及び信用性等を損なうことがないように適正に使用するとともに、物品の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

(2) 使用者は、デザインの使用に関して、協議会及び世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の信用を害することがないように努めなければならない。

(3) 使用者は、物品が、協議会が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがないように必要な配慮を行わなければならない。

(4) 物品が、協議会が製造し販売する物品であると誤認されるおそれがあると会長が認めた場合は、会長は、使用者に対し、デザインの使用中止又は使用方法の是正を求めることができる。

(5) 使用者は、第三者がデザインの著作権を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに会長に通知するものとする。

(6) 使用者は、第三者との係争、審判、訴訟等について協議会に協力して対処し、具体的措置の方法等についてはその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は使用者が負担するものとする。

(7) 使用者は、使用するデザインを付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

(8) 使用者は、会長から要請がある場合は、デザインの使用実態の報告、使用商品等の提出又は原料茶の仕入伝票等の提示を行わなければならない。

#### 9. デザインの適正使用

デザインを表示する者がこの要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。

一 警告

二 使用承認取消し

三 社名公表

四 訴訟

#### 10. 使用期間

デザインの使用期間は、刷込使用承認期間に記載された販売予定期間とする。

#### 11. この要領の解釈その他の疑義は、協議会が決定する。

12. 附則

この要領は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 9 月 9 日から施行する。

13. 送付先

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目 1 番地の 1

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会

事務局 掛川市役所 産業経済部 お茶振興課

電話 0537-21-1216 FAX 0537-21-1212

メール ocha@city.kakegawa.shizuoka.jp